

# 1 通年会期制

## 【1-1】通年会期制を採用している市

(平成25年12月31日現在)

	通年会期制を 採用している	通年会期制を 採用していない
5万人未満 (257市)	4市 1.6%	253市 98.4%
5～10万人未満 (270市)	3市 1.1%	267市 98.9%
10～20万人未満 (156市)	1市 0.6%	155市 99.4%
20～30万人未満 (46市)	0市 0.0%	46市 100.0%
30～40万人未満 (26市)	2市 7.7%	24市 92.3%
40～50万人未満 (23市)	0市 0.0%	23市 100.0%
50万人以上 (14市)	0市 0.0%	14市 100.0%
指定都市 (20市)	0市 0.0%	20市 100.0%
全市 (812市)	10市 1.2%	802市 98.8%

## 【1-2】通年会期制の採用状況

(平成25年12月31日現在)

都道府県	市区名	人口 段階	根拠規定 (地方自治法)	採用の時期	平成25年中に開会した通年議会について		
					会期	会期 日数	本会議 日数
北海道	根室市	A	第102条 第2項	平成25年9月	平成25年9月18日～ 平成26年8月29日	346日	8日
新潟県	柏崎市	B	第102条の2 第1項	平成25年5月	平成25年5月1日～ 平成26年4月30日	365日	17日
石川県	白山市	C	第102条 第2項	平成25年9月	平成25年9月5日～ 平成26年2月28日	177日	8日
愛知県	豊明市	B	第102条 第2項	平成24年5月	平成25年5月16日～ 平成26年4月28日	348日	21日
三重県	四日市市	E	第102条 第2項	平成23年5月	平成25年5月14日～ 平成26年4月30日	352日	23日
大阪府	大阪狭山市	B	第102条 第2項	平成25年5月	平成25年5月14日～ 平成26年4月30日	352日	15日
滋賀県	大津市	E	第102条 第2項	平成25年6月	平成25年6月3日～ 平成26年4月30日	332日	22日
徳島県	小松島市	A	第102条の2 第1項	平成25年9月	平成25年9月1日～ 平成26年4月30日	242日	9日
徳島県	三好市	A	第102条の2 第1項	平成25年12月	平成25年12月2日～ 平成26年4月15日	135日	6日
長崎県	壱岐市	A	第102条 第2項	平成24年1月	平成25年1月24日～ 平成25年12月19日	329日	24日

本会議日数は、会期の始まりから本調査の調査対象終了日(平成25年12月31日)までの日数である。